

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成29年
5月19日
(金曜日)

目次

- 告示
 - 平成二十九年年度地籍調査事業計画（政策企画課）……………
 - 生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出（厚政課）……………
 - 生活保護法の規定に基づく医療機関の指定（厚政課）……………
 - 生活保護法の規定に基づく指定医療機関の再開の届出（厚政課）……………
 - 土地改良区定款変更の認可（農村整備課）……………
 - 山口県収入証紙の売りさばき人の指定に関する告示の一部改正（会計課）……………
 - 公告
 - 土地改良事業の工事の完了（農村整備課）……………

山口県告示第百八十八号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条の三第二項の規定による平成二十九年年度における地籍調査に関する事業計画を定めたので、地籍調査を行う者の名称、調査地域及び調査期間を次のとおり告示する。

平成二十九年五月十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 地籍調査を行う者の名称

下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、下松市、岩国市、長門市、美祢市及び周南市

二 調査地域

下関市彦島福浦町一丁目、菊川町大字上大野、菊川町大字下大野、豊田町大字大河内、豊田町大字地吉、豊北町大字北宇賀及び豊北町大字田耕
宇部市大字小野及び大字船木
山口市嘉川、宮野上、宮野下、秋穂東、小郡下郷、小郡尾崎町、小郡山手上町及び阿東生雲西分
萩市大字椿東及び大井
防府市大字奈美
下松市大字来巻及び大字河内
岩国市錦町宇佐郷
長門市俵山、深川湯本及び日置上
美祢市豊田前町保々、美東町綾木及び美東町大田
周南市大字湯野及び大字鹿野下

三 調査期間

平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

山口県告示第百八十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成二十九年五月十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
医療法人社団高田内科小児科医院	岩国市錦見八丁目一九番一一号	平成二九、三、三一
医療法人啓愛会みどり歯科クリニック	周東町下久原二四八〇の一	平成二八、一二、〇
安東第二歯科医院	〃 麻里布町七丁目二番三三〇	〃 八、〇
遠石ファミリー歯科	周南市上遠石町一一番五二〇	平成二九、三、〇
あおば薬局	宇部市五十目山町一五番二二〇	〃 〃 〃
上宇部あおば薬局	〃 海南町二番二二〇	〃 〃 〃
若松薬局吉田町店	萩市大字吉田町五一の一	〃 〃 〃
みつば薬局	山陽小野田市掃山一丁目二七番一二号	〃 〃 〃

山口県告示第百九十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十九年五月十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

名 医	称 療	所 機	在 在	関 地	指 定	年 月 日
のはら消化器内科		下松市望町二丁目四番八号			平成二九、五、一	
なかもり内科クリニク		周南市大字富田二八五九			〃	〃
医療法人啓愛会みどり歯科		岩国市周東町下久原一四七の一			〃	一、〃
クリニク					〃	〃
医療法人社団安東第二歯科		〃 麻里布町七丁目二番三号			平成二八、九、〃	〃
医療法人愛翔遠石ファミ		周南市上遠石町一番五一号			平成二九、四、〃	〃
りー歯科					〃	〃
ちくら歯科医院		〃 中央町一五三二の四			〃	二四
あおば薬局		宇部市五十目山町一五番二号			〃	〃
上宇部あおば薬局		〃 海南町二番二二号			〃	〃
オオタ薬局山手店		山口市小郡下郷七四八の一			〃	〃
ソレイユ薬局		〃 黒川七七の一三			平成二八、一、〃	〃
さむろ薬局		萩市大字吉田町五一の一			平成二九、四、〃	〃
ノゾミ薬局		下松市望町二丁目四番八号			〃	五、一〇
みつば薬局		山陽小野田市掃山一丁目一七番二			〃	四、一

山口県告示第百九十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を再開した旨の届出があった。

平成二十九年五月十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

名 医	称 療	所 機	在 在	関 地	再 開	年 月 日
東洋鋼鈹診療所		下松市大字東豊井二二八九の一			平成二九、四、一	

平成二十九年五月十九日印刷
平成二十九年五月十九日発行

発行所 山口県知事

山口県告示第百九十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成二十九年五月十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

土地改良区の名称	認可年月日
下関市菊川町土地改良区	平成二九、五、二

山口県告示第百九十三号

山口県収入証紙の売りさばき人の指定に関する告示（昭和四十一年山口県告示第四百六十六号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年五月十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

一の表中

下関市職員互助
会会長 松崎淳
志

下関市職員互助
会会長 小野雅
弘

に改める。



(一五七) 土地改良事業の工事の完了

次のとおり県営土地改良事業の工事が完了しました。

平成二十九年五月十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 事業の名称
県営大年地区震災対策農業水利施設整備事業
- 二 工事完了の時期
平成二十九年二月二十三日